

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した保護者の方への就学援助のご案内

港区教育委員会では、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助をしています。通常は、前年の所得に基づいて審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した保護者の方については、直近の収入状況を踏まえた審査を行います。

審査を希望される方は、下記担当あてに、申請書等を郵送または、窓口を持参してください。

<申請に必要な書類>

- 1 令和3年度 就学援助費受給申請書兼口座振替依頼書
- 2 収入申告書および直近の収入状況を確認できる書類
例) 直近3か月分の給与明細、休職・離職証明書、辞令または退職証明、雇用保険受給資格証明書等
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大に係る国や都の公的支援を受けている証明
- 4 申立書

詳細については、下記までお問い合わせください。

問合せ・提出先

港区教育委員会事務局学校教育課学務課学校運営支援係 就学援助担当
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 03-3578-2731